

新宿区みどり公園基金条例

平成 21 年 3 月 24 日
条 例 第 28 号

(設置)

第 1 条 区民、事業者等からの寄附金を活用することにより、公園、緑地その他これらに類する施設(以下「公園等」という。)の用に供するための土地の取得及び公園等の建設、改修その他の整備を行い、もって区内におけるみどりの創出及び保全並びに公園等の充実に資するため、新宿区みどり公園基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

2 前条に規定する基金の設置目的に沿う寄附金は、新宿区一般会計歳入歳出予算(以下「一般会計予算」という。)に計上して、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置目的のために必要な場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

(新宿区みどりの基金条例及び新宿区公園整備基金条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 新宿区みどりの基金条例(平成 6 年新宿区条例第 15 号)

(2) 新宿区公園整備基金条例(平成 17 年新宿区条例第 63 号)

(基金の引継ぎ)

3 この条例の施行の際、新宿区みどりの基金及び新宿区公園整備基金に属していた現金及び有価証券は、基金に属する現金及び有価証券とする。